平成２９年（フ）第１３号
三重県津市藤方1412番地１　レオパレスアクセス104、前住所三重県北牟婁郡紀北町相賀402番地６
債務者　馬場　誉洋
１　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５号
三重県津市柳山津興691番地
債務者　阿部　啓子（旧姓近藤）
１　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６号
神戸市北区有野台５丁目４番Ｂ43棟503号
債務者　山口　和美
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９号
神戸市長田区戸崎通３丁目10番８号
債務者　大山富夫こと　張　　昌充
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４号
愛媛県西条市明屋敷126番地　メゾン松田301号、前住所愛媛県西条市壬生川81番地12
債務者　川又　真美
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５号
愛媛県新居浜市港町16番10号
債務者　永井　由佳（旧姓増田）
１　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第６号
愛媛県今治市四村14番地１　四村団地１種26号
債務者　藤岡　久子
１　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第１０号
長崎県長崎市鳴見台２丁目41番23号（上川方）、住民票上の住所長崎県長崎市多以良町1241番地
債務者　中尾　利行
１　決定年月日時　平成29年２月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４０６号
宮崎県児湯郡都農町大字川北1425番地３
債務者　横尾　英輝
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８号
宮崎市船塚１丁目119番地１　船塚コーポ203号
債務者　山下　智弘
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０号
沖縄県中頭郡西原町字翁長250番地　（県営西原団地５棟406号）
債務者　與那嶺弘美
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０１号
北海道余市郡余市町黒川町８丁目31番地　川端アパート、前住所北海道余市郡余市町黒川町10丁目１番地47　コーポ石岡２号
債務者　浦垣　淳一
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６号
福井県大野市茜町210番地
債務者　山中　清美
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
山口県下関市垢田町１丁目５番１号　みどり荘　202号
債務者　中山　和昭
１　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓2000番地３
債務者　原田　幸徳
１　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
大分県豊後大野市清川町砂田769番地16　市営柳井田住宅Ｅ－４号
債務者　釘丸裕里加
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第７１号
宮城県石巻市須江字瓦山165番地４
債務者　庄司　光宏
１　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係